

2025 年 1 月号トピックス

e-Visa システム導入の発表（在日タイ王国大使館）

在日タイ王国大使館は、2025 年 1 月 1 日より e-ビザシステムの導入を施行することを発表しました。日本国内に現在滞在しており、タイのビザを申請したい外国籍の申請者は、新しいオンライン e-Visa プラットフォーム (<http://www.thaievisa.go.th>) を通じて申請および提出をする必要があります。これにより、申請者はパスポートおよび原本の補助書類を在日タイ王国大使館に直接提出する必要がなくなります。

ビザ発給までの所要日数は 15 営業日以内です。

e-Visa 申請が承認された後、申請者には確認メールが送信されます。

申請者は、出発地の航空会社及びタイ入国管理官に、確認メールのコピーの提示を求められる場合があります。

ビザ申請料金の支払いは、e-Visa システムの電子決済 (e-payment) により、クレジットカード (Visa または MasterCard のみ) でのお支払いになります。支払い完了後は、いかなる場合でも返金不可です。

【解説】

- すべての種類のビザ申請/発給は、今年の 1 月 1 日から Net によるものとなっています。この措置は、在日本のタイ国大使館だけではなく、世界各国で施行されているもののようです。
- Net 環境がない、PC やスマートフォンがない、クレジットカードがない場合には、申請できないこととなり、その場合には、知人に借りる、代行業者に依頼するといった代替案が、大使館 HP で提案されており、これは、当初は混乱を招くものと懸念されます。
- 筆者は、長くタイにいるため、ビザにまつわる不可解な話はいくつも仄聞したこともありますし、日本 TV の福富アナウンサーから取材の申し込みを受けたほどです（断りましたが）。しかし、この電磁化により、Visa 手続きの透明化が担保される、より一層、と期待できそうです。
- 手続き全体の電磁化によるため、B ビザを得て、期限到来時には近隣の国のタイ国大使館に行き、新しくビザを取得する、といった以前に散見された実務は、摘発することが簡単になるため、一層の法規の手続き順守が求められるようになるでしょう。

形部記す

仏暦 2568 年（2025 年）の最低賃金率

2024 年 12 月 23 日付の賃金委員会告示(最低賃金率に関する事項 第 13 号)に基づき、賃金委員会は最低賃金率を 1 日当たり 7～55 バーツ引き上げることを決定した。

これにより、最低賃金率は 1 日当たり 337～400 バーツとなり、2025 年 1 月 1 日より施行される。なお、各地域に応じて 17 段階の賃金率に分類・調整される。詳細は以下の通りである。:

番号	最低賃金 (バーツ/日)	適用地域数 (県, 群)	適用地域
1	400	4,1	チャチューンサオ、チョンブリ、プーケット、ラヨーン、スラートターニー(サムイ島のみ)。
2	380	-,2	チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡のみ)、ソンクラーク県(ハートヤイ郡のみ)
3	372	6	バンコク、ナコンパトム、ノンタブリー、パトゥムターニー、サムットプラカーン、サムットサーコーン
4	359	1	ナコンラチャシマー
5	358	1	サムットソンクラーム
6	357	5	コンケン、チェンマイ(ムアンチェンマイ郡を除く)、プラチンブリー、アユタヤ、サラブリー
7	356	1	ロブブリー
8	355	3	ナコンナーヨック、スパンブリー、ノンカイ
9	354	2	クラビー、トラート
10	352	15	カンチャナブリー、チャンタブリー、チェンライ、ターク、ナコンパノム、ブリラム、プラチュワップキーリーカン、パンガー、ピサヌローク、ムクダハン、サコンナコン、ソンクラーク(ハートヤイ郡を除く)、サケーオ、スラートターニー(サムイ島を除く)、ウボンラチャターニー
11	351	3	チュムポーン、ペッチャブリー、スリン
12	350	3	ナコンサワン、ヤソートーン、ラムプーン
13	349	5	カラシン、ナコーンシータンマラート、ブンカーン、ペッチャブーン、ロイエット

14	348	5	チャイナート、チャイヤプーム、パッタルン、シンブリー、アントーン
15	347	16	カムペンペット、ピット、マハーサーラカム、メーホンソーン、ラノーン、ラーチャブリー、ラムパーン、ルーイ、シーサケット、サトゥーン、スコタイ、ノンブアランプー、アムナートチャルーン、ウドンターニー、ウッタラディット、ウタイターニー
16	345	4	トラン、ナーン、パヤオ、プレー
17	337	3	ナラティワート、パッタニー、ヤラー